

# 家畜衛生だより 令和4年10月号

紀北家畜保健衛生所 電話 073-462-0500  
紀南家畜保健衛生所 電話 0739-47-0974  
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所 電話 0735-58-1481

## 畜産経営にかかる基金・保険制度

農業経営には、自然災害や市場価格の下落など、様々なリスクがあり、その中でも畜産においては家畜の疾病や不慮の事故、さらには飼料価格の高騰など、多くのリスクを抱えています。そのために国が中心となって様々な基金や保険制度が整備されています。今回はその中から代表的なものをいくつか紹介しますので、皆様も積極的に活用し、リスクに備えてください。

### 家畜共済

(牛・馬・豚)

農業者があらかじめ共済掛金を出し合って、家畜の死亡や廃用、病気やけがをってしまったときに、その掛金から農業者に共済金の支払いをする制度。掛金は国庫補助が加えられる。

○共済掛金＝共済金額×共済掛金率

(牛、馬で5割、豚で4割を国庫補助)

○死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金

共済金＝(事故家畜の価額－残存物価額等)× $\frac{\text{(共済金額)}}{\text{(農業者の飼養する家畜の評価額の合計)}}$

○家畜の疾病又は傷害の診療費に対する共済金

診療内容に応じて、農林水産大臣が定める診療点数により算定

→家畜共済に関する詳細は 和歌山県農業共済組合 まで

## 配合飼料価格安定制度

配合飼料価格の上昇が、畜産経営に及ぼす影響を緩和するために生産者に対して補填を実施。通常補填と異常補填がある。

基準となる輸入原料の四半期分の平均価格を計算し、直前1年間の平均価格を上回った場合は通常補填となる。その上昇が115%を超えた分は異常補填となる（※）。補填財源が異なり、通常補填は畜産経営者と配合飼料メーカー、異常補填は国と配合飼料メーカーが積み立てた基金から支払われる。畜産経営者の積立金額は毎四半期600円/t。

※令和4年度の4-6月期と7-9月期は115%から112.5%に緩和された

## 和歌山県配合飼料価格高騰緊急対策支援事業 （県単独）

配合飼料価格安定制度加入農家が対象。

配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している畜産農家に対して、負担を軽減するため高騰分の一部を支援。

支援金単価：（当該四半期農家負担額-R2 平均工場渡価格）×1/2 以内を補助  
（補助上限額：6,000円/トン）

配合飼料価格安定制度の契約数量が上限、対象数量は和歌山県農場分に限る。

→配合飼料高騰に関する詳細は [和歌山県農業協同組合連合会](#)

[一般社団法人和歌山県配合飼料価格安定基金協会](#) まで

## 家畜防疫互助基金

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等、伝播力が強く、畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす疾病が発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに、国（（独）農畜産業振興機構）が補助をす

る事業。

家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要。

事業実施期間は令和3年度～5年度までの3年間（3年毎に見直し）。

生産者からの積立金を畜種別に互助基金として設けて互助金を交付。互助金としては2種類。

- ① 経営支援互助金⇒経営再開の場合に家畜導入までにかかる経費等を支援。
- ② 焼却・埋却等互助金⇒家畜の焼却、埋却、化製処理のために負担した経費を支援。

いずれも交付額は 交付対象頭羽数×交付単価 で算定される。

→家畜防疫互助基金に関する詳細は 牛・豚は 公益社団法人畜産協会わかやま  
鶏は 一般社団法人日本養鶏協会 まで

その他にも

肉用子牛生産者補給金制度（子牛基金）、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）、肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）、鶏卵生産者経営安定対策事業… など、様々な制度があります。

経営努力だけでは避けられないリスクに備えるために  
基金や保険制度を適正に利用しましょう

気になることや不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。